

【ひとり親控除・寡婦控除要件】

改正前 令和元年分まで（令和2年度）		⇒	改正後 令和2年分から（令和3年度）	
特別寡婦控除 （所得税控除額：35万円，町・県民税控除額：30万円） ①夫と死別または離別し，その後婚姻をしていない ②扶養親族である子（総所得金額等が38万円以下）を有している ③本人の合計所得金額が500万円以下		⇒	ひとり親控除 （所得税控除額：35万円，町・県民税控除額：30万円） ①住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない ②生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）を有している ③本人の合計所得金額が500万円以下	
寡夫控除 （所得税控除額：27万円，町・県民税控除額：26万円） ①妻と死別または離別し，その後婚姻をしていない ②扶養親族である子（総所得金額等が38万円以下）を有している ③本人の合計所得金額が500万円以下				
寡婦控除 （所得税控除額：27万円，町・県民税控除額：26万円）		⇒	寡婦控除 （所得税控除額：27万円，町・県民税控除額：26万円）	
夫と死別の場合 ①夫と死別し，その後婚姻をしていない ②本人の合計所得金額が500万円以下	夫と離別の場合 ①夫と離別し，その後婚姻をしていない ②扶養親族または扶養親族である子（総所得金額等が38万円以下）を有している		夫と死別の場合 ①夫と死別し，その後婚姻をしていない ②本人の合計所得金額が500万円以下	夫と離別の場合 ①夫と離別し，その後婚姻をしていない ②扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有している ③本人の合計所得金額が500万円以下